

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を確保するために1999年の第54回国連総会で採択され、2020年2月現在、締結国189カ国中、114カ国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

女性差別撤廃条約の締結国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しており、国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締結国である日本政府の役割であることは明らかなです。

2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会や、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人事理事会は、選択議定書の批准を再三日本政府に勧告しています。

2015年から2020年までを計画期間とする国の第4次男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努めるとし、女性差別撤廃条約選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進めると明記しています。

女性に対するあらゆる差別を撤廃するために、真の女性差別撤廃条約を実現する必要があると考えられます。

よって、国におかれましては、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条に基づいて意見書を提出します。

令和2年12月14日

鳴門市議会